

# 税 務 だより



## 税に関する手続きのお知らせ

### ▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識 交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所  
二輪小型自動車・普通車  
中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車（1268から2508）  
愛知県軽自動車協会小牧分室

## 家屋調査にご協力を

平成30年1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、平成31年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただき、図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-11113



## 2市3町

# 災害時の相互応援協定を締結

5月29日（火）、2市3町（小牧市、岩倉市、扶桑町、豊山町、大口町）による災害時における相互応援に



関する協定の締結式が小牧市役所でおこなわれました。

この協定により、大規模災害の発生時、市町単独では十分な応急措置が実施できない場合、被災した市町の要請に基づいて、被災市町の応急対策および復旧対策を円滑に遂行できるように、食料などの物資や資機材の提供、職員の派遣、被災者の受入れなどの応援をしていくこととなります。また、物資の備蓄状況などの情報交換や大規模災害の発生時の迅速な連絡体制の確立などをすすめます。

鈴木町長は「情報交換をしながら、この地域がこれからどう変わっていくかを話し合っており、よりよい形に変化していくことを期待したい」と語りました。

# チャリティーグラウンドゴルフ大会



5月28日（月）、総合運動場で大口町老人クラブ連合会主催のチャリティーグラウンドゴルフ大会が開催され、204名が参加しました。

皆さん日頃練習した成果を發揮し、笑顔を見せながら楽しんでいます。結果は次のとおり

- 個人優勝 島 明さん（河北）
- 準優勝 柿野 章一さん（余野）
- 三位 物部 孝さん（小口）